

新潟市契約第16号

## 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）第8条及び新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第3条の規定に基づき公告する。

なお、この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成25年5月28日

新潟市長 篠田 昭

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 工事名

新潟市消防局・中央消防署庁舎 庁舎棟建設工事

#### (2) 工事場所

新潟市中央区鐘木地内

#### (3) 工事概要

構造・規模 鉄筋コンクリート造5階建  
(一部鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, プレストレストコンクリート造,  
基礎免震構造)

建築面積 2,213.31㎡

延床面積 8,321.15㎡

#### (4) 工種

建築一式工事

#### (5) 完成期限

平成27年10月15日まで

#### (6) 予定価格

開札後に公表

#### (7) 調査基準価格

開札後に公表

### 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした特定共同企業体で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 特定共同企業体の資格条件

ア 構成員数は、3社又は4社とする。

イ 各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に2以上の特定共同企業体の構成員になることができない。

ウ 構成員の数が3社の場合は、すべての構成員の出資比率が20%以上であること。構成員の数が4社の場合は、すべての構成員の出資比率が15%以上であること。また、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定共同企業体の構成員中最大でなければならない。

(2) 特定共同企業体の構成員の資格条件

ア 建築一式工事について、本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 公告日から開札日までの期間中に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

オ 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者

(エ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(オ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(キ) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

カ 特定共同企業体の代表構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格申請の前日以前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。

(イ) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

(ウ) 平成15年4月1日から本件工事の公告日までの間に完成した工事で、延床面積4,000㎡以上かつ複数階非木造建築の新築、増築、もしくは改築の建築一式工事の元請実績（単体、又は共同企業体の代表者の実績に限る。）があること。

(エ) 配置予定技術者は、平成15年4月1日から本件工事の公告日までの間に完成した工事で、延床面積4,000㎡以上かつ複数階非木造建築の新築、増築、もしくは改築の建築一式工事の元請実績（単体、又は共同企業体の代表者の実績に限る。）を有し、また、その技術者は一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む。）、かつ、建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者

キ 特定共同企業体の第2位構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

(ア) 経審の総合評定値通知書における建築一式の総合評定値が1,000点以上であること。

(イ) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

(ウ) 平成15年4月1日から本件工事の公告日までの間に完成した工事で、延床面積2,000㎡

以上かつ複数階非木造建築の新築，増築，もしくは改築の建築一式工事の元請実績（単体，又は共同企業体の代表者の実績に限る。）があること。

(エ) 配置予定技術者は，平成15年4月1日から本件工事の公告日までの間に完成した工事で，延床面積2,000㎡以上かつ複数階非木造建築の新築，増築，もしくは改築の建築一式工事の元請実績（単体，又は共同企業体の代表者の実績に限る。）を有し，また，その技術者は一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む。）

ク 特定共同企業体の第3位構成員は，2（2）のアからオまでに掲げるもののほか，次の資格条件を満たしている者であること。

(ア) 経審の総合評定値通知書における建築一式の総合評定値が800点以上であること。

(イ) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

(ウ) 配置予定技術者は，一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む。）

ケ 特定共同企業体の第4位構成員は，2（2）のアからオまでに掲げるもののほか，次の資格条件を満たしている者であること。

(ア) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

コ 2（2）のカ（エ），キ（エ）及びク（ウ）に掲げる者は，本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において，直接的かつ恒常的な雇用関係にあり，当該雇用期間が3か月を経過しており，他の工事に従事していない者でなければならない。ただし，本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において，他の工事に従事している者であっても，契約日以降に本件工事に配置することができる場合に限り，他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

サ 2（2）のカ（エ）に掲げる者の実績についての従事役職は，監理技術者，主任技術者又は現場代理人としての工事経験があることに限る。

### 3 入札参加の手続

本件工事の入札に参加しようとする者は，（2（2）アに定める登録のない者で，入札説明書に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は，次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書による。

#### (2) 提出部課及び契約条項等に関する問い合わせ先

郵便番号 951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1

新潟市財務部契約課（市役所第1分館4階）

TEL 025-226-2217

メール [keiyaku@city.niigata.lg.jp](mailto:keiyaku@city.niigata.lg.jp)

#### (3) 提出期限

平成25年5月28日～平成25年6月11日（土日祝日を除く，午前8時30分から午後5時まで）

### 4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後，一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が，次のいずれかに該当するときは，本件工事に係る入札に参加することができない。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 5 入札説明書の交付等

### (1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」からダウンロード可能。

また、本件工事に係る入札説明書は、平成25年5月28日から平成25年6月11日まで（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）の間3（2）に掲げる部課において無償で交付する。なお、交付部数は、各者1部ずつとする。

### (2) 設計図書の入手方法等

入札説明書に定める方法により入手すること。

### (3) 設計図書等に対する質問がある場合は、平成25年5月28日から平成25年6月25日まで（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで、なお最終日は午後3時までとする。）の間に3（2）に掲げる部課へ電話で連絡の上、質疑書をメールで送付すること。

## 6 入札及び開札

### (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日 時 平成25年7月16日（火） 午前10時

イ 場 所 3（2）に掲げる部課 第1分館4階 契約課入札室

### (2) 郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期間

ア 受領期間 平成25年7月10日から平成25年7月12日午後5時まで

イ 提出先 3（2）に掲げる部課へ提出すること

### (3) 入札参加者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

ア 開札日に持参による入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ封かんし、封筒の表面に入札件名、入札者名を記載するとともに「入札書在中」と記載し、6（1）に定める時間と場所に入札書の提出を行うこと。また、工事費内訳書及び代理人による入札の場合の委任状については、入札書と一緒に提出すること。

なお、郵送（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし入札書は内封筒に入れ、外封筒の表書きとして「平成〇〇年〇〇月〇〇日開札 〇〇第〇号 〇〇工事 入札書及び工事費内訳書 在中」と朱書きし、上記で示した入札書及び入札金額に対応した工事費内訳書のほか、一般競争入札参加資格確認通知書（コピー可）も同封すること。また、裏側又は表側の左下部に入札参加者名を記載し、6（2）に定める期間に到着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

イ 本工事の入札においては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出すること。内訳書の作成の注意事項については、入札説明書による。

ウ 入札書等の作成方法については、入札説明書による。

### (4) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札候補者を決定する入札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税法に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (5) 初度の入札において落札者がいないときは、入札の条件を変更しないでその場で直ちに1回を限度とし、再度の入札を行う。

## 7 入札の無効

次の入札は、無効とする。

### (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札、又は代理権のない者がし

た入札

- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理者がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (7) 入札書等を提出する場合に、6（3）に定める方法をとらない入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 7の（4）又は（5）に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。
- (10) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

## 8 落札候補者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、1（6）に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）で、工事費内訳書等の審査（以下「内訳書審査」という。）において不備のない者を落札候補者とする。
- (2) 開札の結果、最低価格入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、その上で、内訳書審査において不備のない者を落札候補者と決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係の無い新潟市職員にこれに代わってくじを引かせることができる。
- (3) 最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、新潟市低入札価格調査実施要領（以下「低入札調査要領」という。）第6条に定める調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。
- (4) 8（3）の調査において、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。
  - ア 直接工事費の額に10分9.5を乗じて得た額
  - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額また、前項の規定に係らず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の7から10分の9までの範囲内における適宜の割合に乗じて得た額とする。
- (5) 8（3）の調査において、落札候補者が入札時に提出した工事費内訳書が次のいずれかの基準を満たさない場合は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとみなし、失格とする。
  - ア 直接工事費が市の設計額に10分の9を乗じて得た額以上
  - イ 共通仮設費が市の設計額に10分の9を乗じて得た額以上
  - ウ 現場管理費が市の設計額に10分の8を乗じて得た額以上
  - エ 一般管理費等が市の設計額に10分の3を乗じて得た額以上
- (6) 8（1）又は（2）で落札候補者と決定した者が内訳書審査において失格となった場合においては、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を最低価格入札者と決定し、次順位価

格者が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき低入札価格調査を行う。この規定は、落札候補者が決定するまで順次行うものとする。

- (7) 8(3)の調査の場合、平成25年7月19日午後3時までに、3(2)に掲げる部課へ、低入札要領第6条第2項に掲げる資料を提出しなければならない。
- (8) 8(3)の調査の結果、落札候補者とし不在の場合においては、次順位価格者が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を最低価格入札者と決定し、次順位価格者が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき低入札価格調査を行う。この規定は、落札候補者が決定するまで順次行うものとする。
- (9) 8(3)の調査にあたっては、最低価格入札者は調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、落札候補者とし不在のものとする。
- (10) 8の(1)又は(2)の結果については、原則として、開札の翌日から5営業日以内に対象者へ通知する。
- (11) 落札候補者を決定した場合において、落札候補者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札候補者を決定したこと、落札候補者の氏名及び住所、金額並びに当該請求者が落札候補者とされなかった理由(当該請求を行った入札書の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)について、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除する。

### (2) 契約保証金

要求する。

## 10 請負賠償責任保険

要加入

## 11 支払条件

平成25年度	前払金・部分払	有り	平成26年度	前払金・部分払	有り
平成27年度	前払金・部分払	有り			

## 12 開札日の翌日から本契約締結までの間の取扱い

本件は、新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年新潟市条例第3号)第2条の規定に該当する契約に該当するため、仮契約を締結し議会の議決後に本契約とする。

ただし、開札日の翌日から議会の議決日までの間に、8により落札候補者として決定した者が、指名停止要領の規定に基づく指名停止を受けた場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当である場合は当該落札候補者を失格とし、当該入札の次順位者について、8を行い新たな落札候補者を決定する。

## 13 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約書作成の要否

要する。

- (3) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無
- (4) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する。
- (5) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加  
2 (2) アに掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受け、かつ、一般競争入札参加資格の認定を受けなければならない。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

- (1) Content of the Contract:  
Construction of a new building for the Niigata City Fire Bureau's Chuo Fire Station
- (2) Deadline for Submitting Tenders:  
Tuesday July 16<sup>th</sup>, 2013 at 10:00 AM  
Niigata City Office Annex 1 4F Purchasing Division, Bids Office
- (3) Contact:  
Niigata City Financial Department, Purchasing Division  
1-602-1 Gakkocho-dori, Chuo-ku,  
Niigata-shi 951-8550  
JAPAN  
Tel. 025-226-2217  
E-mail: keiyaku@city.niigata.lg.jp